

除却工事

対象となる住宅

過去に本制度を利用して同一敷地内にある住宅を除却していないこと。

対象となる住宅、一棟全てを除却するものを対象とし、部分的な除却は対象と
ならない。

また、次の①または②に該当すること。

① 鈴鹿市が定める「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査
票」において、倒壊の危険性があると判断できた住宅

※ 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」は、6ペー
ジをご覧ください。

② 鈴鹿市が行っている「木造住宅の無料耐震診断」等において、総合評点が
0.7未満（倒壊する可能性が高い）と診断・判定された住宅

対象確認チェックリスト

※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。

- 過去に本制度を利用して同一敷地内にある住宅の除却をしていません
- 一棟全てを除却します
- 「対象となる住宅」の、①または②に該当します
- 工事請負契約及び工事着手はしていません

除却工事

「申込み」から「補助金交付の確定」までの手順

申込み 【除却工事は1敷地につき1回限りです】

住宅の所有者等の方が「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付申請
書」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課までお申込
みください。

- ・ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票及び該当写真又
は耐震診断結果報告書及び耐震診断判定書（木造住宅耐震判定書）の写し
 - ・ 除却工事に要する経費の見積書等の写しその他必要書類
- なお、除却工事の申込み受付件数には限りがあります。

申込みは、4月1日以降に建築指導課に到達した順番で順次受付いたします。

補助金交付の決定

交付決定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付
決定通知書」を送付します。

【交付の決定までに1、2週間要します】

なお、条件を満たしていないなどの場合は、不交付決定通知書を送付します。

除却工事の契約及び着手時期

工事請負契約及び工事着手は、上記「交付決定通知書」右上記載の通知日以降としてください。事前契約、事前着手をした場合は、補助金の交付を受けることができません。

見積書等に記載の金額と異なる場合は、予め建築指導課にお問合わせください。

除却工事が完了したら

工事完了後、「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業完了報告書」に必要事項を記載のうえ、以下の必要書類を添付して建築指導課まで報告してください。

- ・ 当該工事請負契約書の写し
- ・ 当該工事費の請求書又は領収書の写し
- ・ 除却（解体）工事着手前及び除却（解体）工事完了後の写真等

補助金交付の確定

交付額決定後、建築指導課から「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付確定通知書」を送付します。

「確定通知書」記載の補助金は、「鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金交付請求書」により請求してください。

【補助金の振込には、1か月程度要します】

参考 除却工事補助金の額

除却工事に要する費用（円）（事務費等は対象外）（※1）		
	うち、補助金の額（円）	うち、自己負担額（円） （事務費等は全額負担）
～ 869,565	左欄の額の23/100（※2）	補助金の額を除いた額
869,566 ～	200,000	200,000を除いた額

※1 除却工事に要する経費の見積と実施要綱第2条第2号に規定する概算の耐震補強工事費のうちいずれか少ない額

※2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。